省令

○総務省令第六十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出しを「（放送コンテンツ海外流通推進室及びアイピーテレビ調整官）」に改め、同条第一項中「情報通信作品振興課に、」の下に「放送コンテンツ海外流通推進室及び」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　放送コンテンツ海外流通推進室は、情報通信作品振興課の所掌事務のうち、放送コンテンツその他の情報通信作品に係る海外における情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に関する事務をつかさどる。

3　放送コンテンツ海外流通推進室に、室長を置く。

第五十条の見出しを「（企画官）」に改め、同条第一項中「デジタル放送受信推進室及び」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十六号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第二十条第二項の規定に基づき、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条から第二百五十七条までを次のように改める。

第二百五十二条から第二百五十七条まで　削除

第二百六十五条及び第二百六十六条を次のように改める。

（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　国営の小田川農業水利事業、津軽北部二期農業水利事業及び十三湖農地防災事業に関する事務を分掌させるため、東北農政局に、津軽土地改良建設事務所を置く。

2　津軽土地改良建設事務所に、次の二課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人を置く。

庶務課

工事課

3　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、工事課は小田川農業水利事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

4　津軽北部二期農業水利事業建設所は、津軽北部二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

5　十三湖農地防災事業建設所は、十三湖農地防災事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

6　企画官は、命を受けて、事業の実施に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百六十六条　津軽北部二期農業水利事業建設所に、工事課を置く。

2　工事課は、津軽北部二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

第二百六十六条の二　十三湖農地防災事業建設所に、工事課を置く。

2　工事課は、十三湖農地防災事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。

告示

○総務省告示第二百七十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　平成二十七年度日米共同訓練（アラスカ州アンカレッジ）実施部隊

二　国外派遣期間　平成二十七年八月二十八日まで

三　派遣人数（概数）　百二十五人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第二百七十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　平成二十七年度日米共同訓練（アラスカ州フェアバンクス）実施部隊

二　国外派遣期間　平成二十七年八月二十八日まで

三　派遣人数（概数）　百八十五人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国アラスカ州フェアバンクス

○財務省告示第二百五十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一三トン
四	一○、六○六トン
五	三七五トン
六	二○トン
七	二トン
八	○トン
九	七、○○二トン
一○	一、六一○トン
一一	二、三○八トン
一二	一八、一○一トン
一三	一、三九○、○四六トン
一四	三二九、三六五トン
一四の二	一三三、五八六トン
一五	三○三トン
一六	一、○八八トン
一七	三三、一○四トン
一八	三、二○五トン
一九	三五六トン
二○	七○トン
二一	九、五六○トン
二二	一六三トン